

令和4年度 第3回千葉県行政改革審議会 開催概要

1 日 時 令和4年9月13日(火) 15時から

2 場 所 千葉県本庁舎5階 特別会議室

3 出席者

石川 久会長、岩崎尚子委員、遠藤 雅彦委員、大澤 克之助委員、大谷 益世委員、佐久間 英利委員、宮入小夜子委員

県：穴澤副知事（挨拶まで）、鎌形総務部長、井田総務部次長、松尾総務課長、加瀬行政経営室長

4 副知事あいさつ

本日はご多用のところ、今年度3回目の千葉県行政改革審議会全体会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、これまで5月から8月にかけて、県の公社改革について個別団体ごとの関与方針等のご審議をいただきました。

本日、その結果をもとに、全体の関与指針案等をお示しできることとなりました。

これまで細部にわたり、ご審議をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、これまでの本県の公社改革は、平成11年に策定いたしました指導指針等に基づきまして、統廃合等の抜本的な改革のほか、支援についても抑制するといった視点からの取り組みを進めて参りましたが、今後は、新たな指針を策定し、指導及び支援等の関与に関わる事項について、基本的な方針を定め、公社等外郭団体の効率化、経営健全化と、有意義な活用の両立を図っていきたいと考えております。

本日は、公社等外郭団体関与指針案等を議題とし、その内容を説明させていただきますので、それぞれご専門のお立場から、ご意見等を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 諮問

<総務部長から会長へ諮問書を手交>

公社等外郭団体の関与方針について諮問いたします。

県ではこれまで、「公社等外郭団体指導指針」と「公社等外郭団体の改革方針」により、公社等外郭団体に対して、統廃合等の抜本的改革を指導してきました。

改革の成果等を踏まえると、今後は、団体の経営健全化と有意義な活用の両立を図っていく必要があると考えています。

つきましては、貴審議会に、「公社等外郭団体関与指針」を諮問します。

令和4年9月13日 千葉県知事 熊谷 俊人代読

6 議 題

公社等外郭団体関与指針案について
公社等外郭団体の関与方針案について

7 委員意見等

(1) 議題1 公社等外郭団体関与指針案について

(資料により総務課長が説明)

【会長】

それでは、公社等外郭団体関与指針案について、皆様からご意見を伺いたいと思います。ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

【大谷委員】

関与指針の第1の目的はとても目立つところですので、是非ご検討いただきたいところがございます。

3行目「公社等外郭団体の経営の著しい悪化」とありますが、恐らく企業も同様ですが「一時的な著しい悪化」は今後、見守る形となり、具体的な支援策等を検討するのは時期尚早であると思われます。「継続的な著しい悪化」のときは、大変問題になりまして、損失補償、追加支援が必要になってくると思いますので、ぜひ「継続的な」という文言を入れていただければと思います。

あと、4行目について「一方、行政の補完的な役割を担っており、技術やノウハウの蓄積による専門性などを有しているため」ではなくて、できれば「行政の補完的な役割を担っているばかりでなく独自または、多くの技術やノウハウの蓄積による専門性などを有しているため、これを有意義に活用することで、効率的、効果的な県施策の実施によって、より一層寄与する存在となり得る。」のようなご検討をいただければと思います。

目的は、いちばん最初に注目されることです。是非、充分なご配慮をお願いしたいと思います。

【総務課長】

先生のご指摘の趣旨は、しっかりと理解いたしました。

今のご指摘の趣旨を踏まえて、今後、入れるかどうかということも含めて、検討させていただきます。と思っています。

【遠藤委員】

関与指針案については、新たな方針の元に指導指針の改定を行い、外郭団体の指導等を次のステージへと進める大きな改革を行ったことについて、評価したいと思います。

また見過ごしやすいところですが、これまでの諸規程を大幅に整理したものとなっており、県民に対して分かりやすい行政改革を進めるという点、細かなことですが前進したのではないかと考えております。

事務局の皆様、ご苦労されたと思います、大変お疲れ様でした。

内容について、修正を求める部分はございませんけれども、次の議題である関与方針を含めまして一言、進め方について意見をしておきたいと思います。

今回の関与指針については、これまでの見直し路線に一区切りをつけ、県政のパートナーとして外郭団体を有効に活用していくという点が最も重要な内容だと考えております。

先ほど、副知事からもお話がありましたとおりで私も考えております。

こうした観点から委員の先生方からも幾つも積極的な意見が出されていまして。従いまして、今後、新たな関与指針・方針のもと、運営を行うにあたっては、十分にその趣旨を踏まえていただきたいと考えております。ともすれば、なかなか現場はこういう大きな変更に対応できず、実際の運用、例えば予算や人員等、事業の具体化にあたって、こうした観点が反映されずに、団体側から見ると結局何も変わらなかったではないかとなりがちであり、それでは困る。実務面でも新たな指針にしっかりと対応できるよう、総務部の皆さんから現場の各部局に対し、十分な周知、徹底、指導を行っていただきたいと思っております。

【宮入委員】

関与指針案の「団体の設立」に「原則として新たな団体の設立は行わない」という表現で終わっている。この点が気になっております。

これまでは、団体の数を減らしてきたことを成果にしていた。しかし、中身をみると二つの団体を合わせただけで事業はそのまま並立して残っている。また、特に他と合わせる場所がない団体だけが残っている。団体の数が少なくなったことで効率化したことにはならないと思っておりますし、事業のスクラップアンドビルドをしていかないといけないと思っております。

環境変化がある中、今まではなかったような事業が必要になってきております。例えばDXやICT関係等は、今までずっと県にいた方が担うというのはすごく難しいということだろうと思っております。一方、新たな分野でより専門性を求められ、今の既存の団体では受け皿がない等、そういうことも出てくる可能性があります。

県の補完的な機能を果たすというのであれば、新たな事業をうまく取り込みながら、さらに、既存の事業の見直しを不断に行っていくという観点をどこかに盛り込んでいただくと、よりもう一步踏み込んで、県の指導と支援のあり方が明確になるのではないかと思います。表面的な結果論だけで判断することがないようにしてほしい。特にこの審議会で時間をかけてみて参りましたので、表現はどうするかの問題はありますが、盛り込んでいただけると嬉しく思います。社会課題は大きく変化しております。その点、わかりやすくしていただく事は必要と思っております。

それから、先ほど大谷委員からもありましたように、関与指針の目的のところ、「行政の補完的な役割」についての解釈ですが、「補完」の意味が、補助的といった単純な理解をされやすい表現だと思っております。県が担当しなくていいものを団体が担当するという意味にもとれますし、より専門性とか複雑性を増してきた中、県ではその専門性を担えないところを担当するという意味もあるでしょう。物量的に県では担えない部分を担当するということもある。その辺りを詳しく表現するのは難しいとは思いますが、「より専門的な」

という表現もちりばめられていますから、特にどこを期待していくのかについて、今後の方向性として、もう少し強調すべきと思います。抽象的なコメントで申し訳ありませんが、以上です。

【総務課長】

いくつかご指摘がありました中、「補完的役割」の解釈の分類について、でございますが、関与方針で、個別団体ごとに関与方針の区分があり、また、県としての具体的な取り組みの中で県が検討する部分と団体に検討を求める部分があります。そこで、一定程度の濃淡といたしますか、表現ができていないのではないかと現時点で思っているところであります。

それから、事業の見直し等について、でございますけども、今回、関与方針を部会で審議していただいた結果として、団体の既存事業の効率性、必要性、団体間の役割分担、県でのメリットデメリットを整理し必要に応じて見直しを行うこと、ということを附帯意見としていただきながら、関与方針も概ね適当とされております。その中で、今後も全体のあり方に関して、(附帯意見としていただいた)視点を必ず持ってやることとありますので、それをもって、県としてしっかりやっていくと思っております。また、関与方針に関しては、「第4 基本的な考え方」で出資出捐とか人的支援とか、財政的な支援とか関与については体系化しようという考え方で、現状作っております。

ただ、先生のご指摘の趣旨、非常に理解いたしましたので、趣旨を踏まえて修正の検討はしたいと思っております。

【佐久間委員】

よく意見を入れていただいて、まとめていただいたというふうに思います。

文章に対し特に修正するところはございませんけども、活用にあたっては現状をよく動態的にとらえていただいて、メリハリをつけてその事業全体を見ていただきたいと思っております。

県で補完的な役割をするとありますが、団体と県、取り巻く市町、民間等、全体をとらえて機能しているのかどうか、現状をよく見ていただいて、各団体に寄り添った形の支援を是非お願いしたいと思っております。

何度も同じ話をして恐縮ですけど、例えばいすみ鉄道は、運営はいすみ鉄道がやっています、インフラ等は市町がやっているということですが、周りの人の話を聞くと、鉄橋のペンキが剥げていて大丈夫なのかということがありました。インフラが老朽化して事故が起きる等ということがないように、県が全体を見ていただいて、よく支援をしていただきたいと思っております。以上です。

【大澤委員】

指針案については、大変良くまとまったと思っております。

特に、経営状況等の評価を毎年度実施し、その結果を公表することは非常に、県民に対しても、透明性が増すことになると思います。

一つだけ意見を申し上げます。公表のあり方ですが、県民に向けてニュースになるという視点を忘れずに、わかりやすい公表に努めていただきたい。

【岩崎委員】

公社改革につきましては、過去の20年ほど取り組んでこられ、改革が進む中、今回、公社等外郭団体の関与指針が策定されたわけですが、部会での非常に限られた時間の中で議論もあり、大きな成果に結びついたのではないかと考えております。また、今後の方針や課題も明らかになったかと拝察しております。

経営の健全化と有意義な活用の両立や継続的かつ定期的な評価の実施という新規の内容も盛り込まれておりますし、経営状況等の定期的な評価と公表も新しく明示されましたので、今後、より公正な事業になると大きく期待したいと考えています。

その上で2点申し上げますと、まず1点目は評価方法についてですが、今後、事業の適切な評価が必要になるかと思えます。アウトプットとアウトカムの明確化ですとか、アジャイルやEBPM等を活用した軌道修正等を行いつつ、経営の健全化や財務状況の明確化に努めていただきたいと思います。また、定量的かつ定数的な評価も含めて、適宜、デジタル時代の評価のあり方に照らして、評価シートも見直しつつ、課題改善に努めていただきたいと思います。

もう1点は、デジタル人材の不足についてですけれども、どの組織でも共通課題となっています。恐らく当該団体でも同様な課題が今後、起こり得ると思えますが、今後の事業を行う上で、県が関与できる必要なデジタル技術を活用すること等によって、標準化や効率化の推進、また労働生産性の向上等が進むこともあわせて期待したいと思えます。以上、簡単ですが、コメントさせていただきます。

【石川委員】

各委員からの意見

大谷委員から、文章表現と方向、内容について。

遠藤委員から、視点、取り組みにあたっての注意事項。

宮入委員から、「補完的」というところを含め、数の成果から内容の成果へというご指摘。

佐久間委員から、活用にあたって留意点。

大沢委員から、わかりやすい公表のあり方について。

岩崎委員からは、評価方法やデジタル人材のご指摘。

以上のようなご指摘をいただいたわけですが、改めて、会議を開いて審議するという必要はなさそうでございます。いかがでしょうか。

本日の議論や意見を踏まえて、修正と知事への答申については、会長に一任いただくというところでよろしいでしょうか。

<全委員：了解>

ではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

(2) 議題2 公社等外郭団体の関与方針案について

(資料により総務課長が説明)

【会長】

それでは、公社等外郭団体の関与方針案について、皆様からご意見を伺いたいと思います。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【遠藤委員】

私の方からは3団体のうち、ちば国際コンベンションビューローについてだけ、ひとつ検討をお願いしたいと思います。

修正の趣旨自体は理解できますけれども、余りにも簡略化し過ぎてしまって、具体的な方向性が読みづらいということがありますので、①については「収支構造の改善を求める」の前に「新たな財源の確保を含め」又は「新たな財源の確保等」を加え、収支構造改善の具体的な手法の一つを示すことを検討して欲しいと思います。

②については、「機能の充実を含めた」の前に「社会構造の変化に応じた」を加え、多文化共生も含めた、より広い意味で団体の対応すべき方向性を示すことをご検討いただければと思います。文言についてはこだわりませんので、ご検討をよろしく願いいたします。

【総務課長】

ご指摘、理解いたしました。ご指摘を踏まえて、修正する方向で検討したいと考えております。以上でございます。

【岩崎委員】

私からは、この3団体の修正案について特に異論はございません。ただ先ほど遠藤委員からの簡略化というご意見がありました点につきましては、皆様のご意見に合わせさせていただきますしたいと思います。

【石川会長】

それでは、ただいま遠藤委員からご指摘のあった事項も含めまして、本日の論議や意見も踏まえた修正と知事への答申については、会長一任ということでよろしいでしょうか。

<全委員：了解>

2つの案件が終了いたしましたので、審議はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、長期にわたり、審議にご協力いただきましてありがとうございます。公社等外郭団体関与指針案及び公社等外郭団体の関与方針案の答申は、整い次第、知事に提出したいと思います。

今後、県と公社等外郭団体の有意義な連携が図れること、期待をいたしております。

以上をもちまして、令和4年度第3回千葉県行政改革審議会に係る議事を終了いたします。それでは進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【事務局】

最後に総務部長より挨拶申し上げます。

【総務部長】

最後に挨拶を申し上げます。

本日は会長をはじめといたしまして、委員の皆様方にはお忙しい中お時間を頂戴いたしまして、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日まで審議をいただきました、関与指針及び関与方針につきましては、審議会からいただきましたご意見、さらにこれからいただく答申等を踏まえまして、そして、指針の方につきましては、総則的な意味がございますので、行政手続条例に基づきますパブリックコメントもかけさせていただきながら、県民の声を聞き、その上で、知事を本部長といたします、庁内の推進本部会議、こうしたものを経まして最終的に決定をしていきたいと考えております。

本件につきましては、今日まで3度の部会そして3回の審議ということで、本当にお時間を頂戴しまして、改めましてお礼申し上げます。

そしてまた、これからの審議の必要性等ございましたら、再びお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、令和4年度第3回千葉県行政改革審議会を終了いたします。長時間にわたりご審議ありがとうございました。